

薬生食輸発0205第2号  
平成31年2月5日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス及びきだちとうがらしのプロピコナゾール、中国産赤とうがらしのBHC及びおくらのハロキシホップ並びに米国産グレープフルーツのストレプトマイシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：平成31年1月24日付け薬生食輸発0124第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2からタイ産オオバコエンドロのクロルピリホスの項を削除し、これまでの検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第2から中国産おくらのハロキシホップの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第3から中国産赤とうがらしのBHCの項を削除する。

また、輸入時に実施した、タイ産きだちとうがらし及び米国産グレープフルーツのモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、タイ産きだちとうがらし及び米国産グレープフルーツに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、米国産グレープフルーツのストレプトマイシンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成31年 2月5日	タイ	きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る)	残留農薬 (プロピコナゾール)	S.F.M. INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.
平成31年 2月5日	米国	グレープフルーツ及びその加工品(簡易な加工に限る)	ストレプトマイシン	IMG CITRUS, INC